

# 農業委員会事務局 目標

## 【概要】

農業委員会事務局は、庶務係1係6名で構成し、農地法に係る農地の売買・賃借・農地転用の許可、農地の利用集積の促進、農地の税制、農業者年金に係る業務に取り組んでいます。

農業委員会事務局の目標 (平成29年度)	農業委員会事務局長 庄司 優人
<b>【基本方向】</b> 農業生産活動の場である農地について、農地法に基づく許可申請等の適正な審議を行い、優良農地の確保に努め経営基盤の強化を図るとともに、担い手不足や高齢化などにより増加傾向にある遊休農地の有効利用を推進します。	
<b>【達成すべき目標】</b> 1 農業委員会の適正な事務の推進を図るとともに農地制度の厳正な審査 今年度においては、農業委員会の委員の任期が終了し、農地利用最適化推進委員の創設など、改正された「農業委員会等に関する法律」に基づく組織となるため、改正法令等の内容を熟知し、知識を高め、事務局として会議が円滑に運営できるよう事務を適正に進める。  2 農地の利用状況の把握と遊休農地の解消 遊休農地の状況を把握するため、農地パトロールを行い、遊休農地については利用意向調査を実施し、農地の有効利用を推進する。	<b>【目標の達成度】</b> 1 農業委員会の適正な事務の推進を図るとともに農地制度の厳正な審査 改選された農業委員の知識向上を図るため関係法令や実例等に基づき随時説明することにより、円滑な運営が図れたと共に委員としての意識が向上した。  2 農地の利用状況の把握と遊休農地の解消 説明会を実施するなど委員への周知を図り、昨年度より、精度の高い調査を実施することができた。